

### 第3回 羽村市使用料等審議会会議録

- 1 日 時 令和5年6月9日（金）午後2時00分～午後4時08分
- 2 場 所 市役所西庁舎3階 庁議室
- 3 出席者 【会長】金子 憲  
【職務代理】田村 義明  
【委員】市野 明、志田 保夫、竹内 潤三、松田 達夫、小島 昌夫、  
白鳥 英徳、伊藤 大、太田 知子  
【事務局】櫛島企画部長、平原財政課長、尾嶋主査、赤羽主任  
【説明員】山本上下水道部長、吉岡上下水道業務課長、渡辺上下水道設備課長  
鈴木係長、小柳主査、小林防災安全課長、中島係長、  
橋本都市計画課長、山路係長、新井環境保全課長、佐藤係長
- 4 欠席者 なし
- 5 議 題 (1) 下水道使用料の適正化について  
(2) 手数料の適正化について
- ・ 下水道工事店指定事務手数料【資料1-1、1-2】
  - ・ 放置自転車等撤去手数料【資料2-1、2-2】
  - ・ 都市計画証明手数料【資料3】
  - ・ 畜犬登録等手数料【資料4】
- 6 傍聴者 なし
- 7 配布資料 別紙のとおり
- 8 会議内容 下記のとおり

-----開会-----

**【事務局】**

定刻になったので、ただいまから第3回羽村市使用料等審議会を開催する。  
なお、本日は委員全員が出席していることを報告する。

**【会長】**

ただいまから第3回羽村市使用料等審議会を開催する。本日は、前回の審議会から継続審議となっている下水道使用料の適正化と、4件の手数料の適正化が審議事項となっている。本日も委員の皆様の活発な議論をお願いする。  
本日は傍聴人がいないということで、このまま審議に入る。

**【事務局】**

…（配布資料の確認）

**【会長】**

それでは、審議事項の(1)下水道使用料の適正化について、審議を行う。本件については前回説明を受けたため、質疑からお願いする。

**【委員】**

資料 8 によると、福生市は使用料単価が 100 を超えていて、一方資料 1 を見ると、基本使用料から 2 万立方メートル以下のところは羽村市よりも料金が安く、2 万立方メートル超から高くなる料金設定がされている。これがどのような意図で設定されていると推測しているか。

**【説明員】**

他市の状況について言及することは難しいが、福生市の下水道事業の経営戦略を確認したところ、横田基地からの排水の割合が全体の 6 割を占めているため、市民や事業者は残りの 4 割ということになり、横田基地からの割合が大きい分、市民や事業者には低く料金設定していると推測している。

**【委員】**

数年前の台風の時に都内で下水があふれたという話があったが、羽村市が他市に比べて下水が強靱であるとか、雨水と汚水が分かれています。万が一の時も衛生面でのリスクが少なく、質の高いサービスを提供しているのであれば、相応の価格帯に料金設定できるのではないかと推測している。

**【説明員】**

羽村市は分流式で、雨水と汚水を別々に処理している。汚水は、昭島市にある水再生センターに流し処理している。雨水は、多摩川沿いに雨水管を延ばし直接流している。実際、分流式であっても、大雨の時は汚水管に雨が流れ込み、下流域の昭島市の水再生センターが冠水し、付近の道路では汚水が溢れ出るところもあるが、羽村市は上流域のためその心配は無い。また、雨水については、水上公園の下に那賀樋管という雨水のはけ口があり、平成 19 年の台風で多摩川が増水した際に、樋管を閉じたため一部浸水した地域がある。その後、那賀樋管の開渠部分を立ち上げて、令和元年度の台風では溢れなかった。来年度には、那賀樋管の電動化の工事も予定しているため、事業費が大きくなっている。今後は、汚水は維持管理を進め、雨水は市内全域の浸水シュミレーションにより冠水対策を行う。

**【委員】**

周辺自治体と比較して羽村市の雨水と汚水が強靱で優れていると言えるか。

**【説明員】**

汚水については、どの自治体でも雨天時の浸入対策を始めている。雨水については、市内で 1 時間当たり 50mm に対応した雨水管の整備率が 55% となる。区画整理地区内においても浸水対策として雨水管を合わせて整備しているため、やや進んでいると認識している。

**【委員】**

資料 1 をみると、昭島市は羽村市と比べて料金が高めで、水道料金は昭島市が安いということで、羽村市では水道料金を安くするために、下水道使用料で補填するなど上下水道の料金をまとめて考えることはできないか。一つの戦略になると思う。また、下水道の老朽化を防ぎ安心が続くといった話があれば、料金改定にも一定の理解が得られるのではと思う。また、下水道料金を上げて、将来的には水道料金を下げるなどのアイデアがあると嬉しい。

**【会長】**

他に質問等ないか。

**【委員】**

今回の下水道使用料の改定案によると、平均改定率が 25.58%となりとてもインパクトがある。例えば、電気代について電力会社が出した案に政府が下げるよう言っているこの時期に、これだけの値上げしなければならないのか。資料を見ると、財政的に厳しいことや補修にお金がかかることはわかるが、これまでの下水道使用料の改定状況では、平成 13 年に 15.2%、平成 18 年に 16.25%、今回は平成 18 年から 17 年も経過していて、なぜその間に少しずつ値上げをしなかったのか。

**【説明員】**

ご指摘のとおり 17 年間下水道使用料の改定を行っていないが、経営努力として、下水道収納事務の委託や水質検査の共同実施、汚水処理の広域化などに取り組み、財政基盤の強化を図る中で、17 年間料金改定をせず、市民や事業者には負担をかけないという経営努力をしてきた経緯もある。今回審議会に諮問したのは、資料 5-1 で前回説明した通り、純利益のマイナスが続き、今後もこのままでは、累積損失が令和 10 年度には 11 億円となるため、全体で 25.58%という改定率で諮問した。

**【委員】**

前回水道料金を上げたときに、なぜ下水道使用料を上げなかったのか。

**【説明員】**

水道事業会計は過去から公営企業会計として、資産等を管理してきたが、下水道事業会計は、令和 2 年度から公営企業会計法が適用され、資産を含めた全体の事業費などの水準が明らかとなり、赤字があり経営ができていない部分が見えた。この状態が続いたとき何年後にどうなるかを資料 5-1 で示していて、赤字を解消し経営を方向転換させるために今回 25.58%値上げしないといけない状況に陥っていることから、諮問して経営の健全化を図っていきたい。

**【委員】**

要するに今までは財政の見込みが甘かったということか。

**【説明員】**

資産を含む経営状況について、公営企業会計の適用により、的確に把握することができるようになり、赤字が発生していることがはっきりと分かった。

**【会長】**

他に質問等ないか。

**【委員】**

資料 14-1 において、令和 6 年度以降純利益が黒字になる計画だが、様々な社会情勢により

物価が上昇している中、見込みが少し不安に思う。この裏付けなどはあるか。

**【説明員】**

社会経済情勢の話ですが、収益的収支の推計において令和 10 年度までの計画をしたが、工事一つをとっても約 20%、調査委託料も約 10%と、人件費や資材の単価も電気料と合わせて上昇すると見込み推計している。また、純利益について、6 年度以降は黒字化が図れるような推計をしているが、他の要因によって純損失になった場合には、内部留保資金で補填しながら経営する必要があると考えている。しかし、現状では、今回の料金改定の試算によると 6 年度以降は黒字になると見込み、令和 15 年度までの推計においても、健全な事業運営ができると考えている。

**【委員】**

数字が辻褃合わせをしているように見えてしまったため、企業努力をもっと引き締めて行ってほしい。

**【会長】**

他に質問等ないか。

**【委員】**

この試算は人口減少が加味されているか。

**【説明員】**

人口減少はもちろんのこと、節水意識の高まりなども一つの要因と捉えている。また、高齢者の単身世帯が増えていくことも見込んでいる。

**【会長】**

他に質問等ないか。

**【委員】**

資料では人口や世帯の減少が読み取れないが。

**【説明員】**

前回の水道料金の資料に記載している。

**【委員】**

人口や世帯が減れば収入が減るのは当然だが、維持費など係る経費は変わらないため、実入りが減り赤字が増えることになり、それをどこで補填していくのかと考えれば料金を上げるしかないと理解できるが、どのように市民に示していくかが必要だと思う。

**【会長】**

他に質問等ないか。

**【委員】**

上下水道料金の滞納はどの程度あり、回収不能となったものがどのように試算に反映しているか教えてほしい。また、過去に料金を上げたから滞納が増えたといった事例があるか。

**【説明員】**

今回の資料では、滞納分を特別損失としては見込んでいない。現状では、下水道で 25 万円程度未収金が残っている。水道では 50 万円程度あるが、貸倒引当金を計上し毎年未収になる不能欠損を見込んでいる。

**【会長】**

他に質問等ないか。

**【委員】**

3 ページの (8) の下水道施設整備・維持管理計画において、令和 6 年度から令和 10 年度までに 18 億 4,000 万円を見込むとあるが、25%アップで足りるのか。

**【説明員】**

18 億 4,000 万円を使用料だけで賄うことは難しいため、企業債を借入れして対応する推計としている。

**【会長】**

他に質問等ないか。

**【委員】**

町内会では、町内会費の 2,400 円が払えないからという理由で退会する財政的に相当厳しい方もいる。25%の値上げで健全な事業運営ができると言っても、一般家庭では、また値上げかとなってしまったため、最大限の経営努力をしてほしい。

**【会長】**

他に質問等ないか。

**【委員】**

17 年間も料金改定をしてこなかったのであれば、今回は 10%程度の改定に抑えて、5 年後にまた料金改定するなど、改定幅を小さくすることはできないか。

**【説明員】**

電気料等が高騰している中で、できれば改定率を抑えたいが、資料でも示した通り経営状況が赤字であり、この状態を解消しなければならぬため、25%の改定案を示した。

**【会長】**

他に質問等ないか。

**【委員】**

資料 11 において、一般的な家庭は 8 立方メートルから 30 立方メートルと話を聞いたが、一般家庭のモデルケースではどのくらいの改定率になるか。

**【説明員】**

使用量が 20 立方メートルから 30 立方メートルのところに 6 割の世帯が集中している。4 人家族で口径 20mm、2 ヶ月で 40 立方メートル使用した場合の現行料金と改定案との比較では、年間で 5,000 円程度増える見込みで、2 ヶ月で 828 円程度増える試算をしている。

**【委員】**

実際どうなるかが市民としては知りたいと思うため、値上げのタイミングで広報するときにモデルケースを示し周知すれば、多少納得する市民が増えると思う。

**【説明員】**

現在、下水道事業をより市民に理解してもらえるように、2 ヶ月に一度広報誌を活用して、よくわかる下水道というシリーズで広報している。今後もわかりやすい広報に努め、丁寧に説明していく。

**【委員】**

広報誌以外にも羽村市公式 PR サイトなども活用するとよいと思う。

**【会長】**

他に質問等ないか。

**【委員】**

下水道使用料について、3 年から 5 年で見直していくべきもので、これが 17 年間見直されずに 25% 増えると言われても、納得がいかない点もある。独立採算制と言いながら 17 年間見直されなかったことを疑問に思う。

**【説明員】**

料金改定については、これまでも検討を行っているが、市民や事業者には負担をかけないという経営努力をしてきた。令和 2 年度からは公営企業会計となり、資産を含めた経営状況を的確に把握したことで、経営改善が必要となり今回の料金改定を考えている。

**【事務局】**

平成 29 年度の使用料等審議会における経緯を補足する。平成 29 年度にも諮問して、答申結果は現行使用料を据え置くことが妥当とあり、それを踏まえて料金改定を行わなかった。

**【会長】**

他に質問等ないか。

(…なし)

**【会長】**

それでは議論をまとめたいと思う。下水道事業は、地方公営企業の独立採算の原則に基づき運営されている。その経営状況は、収入面では、今後、人口減少に伴い使用料収入が減少し、事業収益が悪化すると見込まれている。一方、支出面では、水道施設の老朽化に伴う更新需要の増大、また、耐震化など災害対策の観点からも施設の更新経費がかかり、現行の料金水準では更新投資に必要な財源を賄えず、厳しい経営状況に直面する。このため、使用料改定の必要性を認識し、改定案を妥当と認める。しかし、改定率については、公営企業会計ということもあるため、漫然と使用料を値上げするのではなく、各年度の収支決算を厳しく検証しつつ、業務の効率化など徹底した経営努力を求めたい。また、滞納者への対策については、公平性の観点からも断固とした措置を講じ、徴収率を上げていき、市民の理解を得つつ、今後の使用料改定を検討してもらいたい。以上のように、この審議会としては、財政健全化や財政マネジメントの向上に取り組んでもらうことを付帯意見とした上で、将来にわたって持続可能な下水道事業を実現するため、使用料の計画的な見直しが必要であるという結論でよいか。

(…異議なし)

**【会長】**

次に、審議事項の(2)手数料の適正化について、審議を行う。一つ目の下水道工事店指定事務手数料について、説明をお願いします。

**【説明員】**

…(資料 1-1、1-2 について説明)

**【会長】**

ただいまの説明について意見はあるか。

**【委員】**

人件費について、実績値か見込値か。

**【事務局】**

令和4年度実績見込みを基に単価を算出している。

**【委員】**

人件費総額は単価に対してどのように算出しているか。

**【説明員】**

事務ごとに1件当たりの事務処理時間に単価を乗じた金額となり、指定工事店の新規は1件3時間、更新は1.5時間、責任技術者の新規と更新ともに1件0.83時間で算出している。

**【委員】**

結論として手数料の値上げ、値下げ、据え置きのいずれを考えているか。

**【説明員】**

据え置きを考えている。

**【委員】**

令和4年度の人件費とあったが、職員の年齢構成や世の中の賃上げなどもあり、今後の4年間で変動することも考えられるが、それでも据え置きで問題がないということか。

**【説明員】**

4年間は対応できると考えている。

**【会長】**

他に質問等ないか。

**【委員】**

コストについて、用紙代や印刷代は含まれているが、光熱費も含まれているか。

**【説明員】**

光熱費は含んでいない。電気料がかかると考えているが、非常に少額のため含んでいない。

**【会長】**

他に質問等ないか。

(…なし)

**【会長】**

それでは、意見をまとめたいと思う。利用者負担率もほぼ100%であり、他の自治体と比較しても概ね平均的な額となっていることから、現行の手数料を据え置くという結論でよいか。

(…異議なし)

**【会長】**

下水道工事店指定事務手数料については、現行の手数料を据え置くことが適当であるという結論とする。

**【事務局】**

…(説明員の入れ替え)

**【会長】**

次に、審議事項の(2)手数料の適正化の放置自転車等撤去手数料について、審議を行う。

**【説明員】**

…(資料2-1、2-2について説明)



**【会長】**

ただいまの説明について意見はあるか。

**【委員】**

撤去された自転車を取りに来る割合はどれくらいか。また、放置された原因として盗まれたのか、本人が忘れていることが多いのか。

**【説明員】**

撤去した自転車の引き取りの割合については、算出していないが、令和4年度の実績としては、555台撤去し、203台引き取りに来た。盗難などの原因については詳細を持ち合わせていないが、盗難については、手数料を免除している。

**【会長】**

他に質問等ないか。

**【委員】**

駐輪場には、羽村市以外の近隣市町の住民の自転車が駐輪されていると聞いたことがある。市民ではない方の自転車の撤去も行って、その手数料は同じで、今回は手数料を据え置きとしているのか。

**【説明員】**

今回は据え置きと考えている。

**【委員】**

業務にかかるコストに対して利用者負担率が、自転車が15.1%、原動機付自転車が18.6%となり、市の負担率が8割以上ということは、市民の税金が使われていることになる。受益者負担の原則から言えば、水道や下水道よりももっと受益者負担率を上げてもいいと思うが、なぜ据え置きなのか。

**【説明員】**

近隣の青梅市や福生市は、自転車が1,000円、原動機付自転車が2,000円と羽村市よりも低くしているため、据え置きとした。

**【委員】**

この手数料は、行政サービスというよりは放置という迷惑行為に対して実費を徴収するという性質だと考える。その性質に対し、8割を市が負担することは納得できるものではなく、他市との比較もあると思うが、この手数料が高いから羽村市には住まないなどそういう類のものでもないと思う。また、羽村市は二つの駅があり、それぞれ近くに放置自転車の問題があり、住民が困っているという話も聞く。そのような点からも、手数料を値上げしても、あくまでも実費手数料であり、放置に対する抑止力になると考えられる。

**【説明員】**

そのような考えのもと上げていくということも考えられると認識している。

**【会長】**

他に質問等ないか。

**【委員】**

近隣市が1,000円だから羽村市は2,040円にしたという説明があったが、あまり市民が放置するケースは多くなく、他市の方が放置するケースが多いのではと推測する。他市の方が放置した自転車の撤去に対して、市民の税金が使われることを考えると、市の負担率を減らして市民の税金の負担を減らすことを考えてもらい、手数料の値上げにより放置自転車が減ることも考えられるため、値上げしても良いと考えている。

**【会長】**

他に質問等ないか。

**【委員】**

羽村市は駐輪場が無料で、他市は100円など利用料を取っている。無料だから、駐輪場に置いたままにしてしまうことがあると思うので、駐輪場の利用料を取ることも考えた方が良いのでは。

**【説明員】**

羽村市においても、駐輪場の整備を行い、受益者負担の観点からも駐輪場の有料化について検討している。

**【会長】**

他に質問等ないか。

**【委員】**

シルバー人材センターに委託していると思うが、1年間の委託料はいくらか。

**【説明員】**

令和4年度で、自転車駐輪場の整備と放置自転車等の撤去を含めて1,800万円程度支払っている。

**【委員】**

1,800万円となると受益者負担の考え方からすると、とんでもないことになる。管理するという観点から先ほど委員からも出たが、駐輪場の有料化を進めるべきと考える。

**【会長】**

他に質問等ないか。

**【委員】**

有料化は通勤等で利用する方には非常に負担になるのでよく考えてほしい。また、放置する理由を確認するにあたり、放置自転車の番号か何かで問い合わせをするのか。

**【説明員】**

放置された自転車は基本的に防犯登録があるため、その番号を警察に照会をかけ、本人に通知している。

**【委員】**

その照会で羽村市以外の市別の台数を把握しているか。

**【説明員】**

市別の台数は把握していない。

**【委員】**

今後のためにも、そういった集計はしても良いと思う。

**【会長】**

他に質問等ないか。

**【委員】**

警察に確認しても半分程度しか引き取りに来ないのであれば、引き取りに来ない人からも手数料を取る方法はないか。撤去手数料であれば、駐輪場から保管場所に撤去して保管する料金を徴収しても名目となると考える。

**【説明員】**

引き取りに来ない自転車等については、売却して収入を得るようにしている。入札の場合は、物により売却額は変動するが、売却の場合は1台600円程度での契約をしている。

**【委員】**

粗大ごみを捨てるような感覚で、放置しておけば市が処分してくれるという考えの方も中にはいるかもしれないため、迷惑料という観点も踏まえて値上げしてもよいのではと考える。

**【会長】**

他に質問等ないか。

**【委員】**

小作駅の駐輪場を見ている、羽村市民の方は比較的近いから徒歩の方が多く、駐輪場を利用しているのは、青梅市から来る方が多いと感じている。そこで撤去される自転車について、保管所に保管されたのちトラックで別の場所に運ばれるが、その自転車を売却して収入にできるのか。

**【説明員】**

一定期間保管し引き取りに来なかった自転車は売却している。

**【委員】**

売却先は市内の業者か。

**【説明員】**

入札は市内の業者に出し、入札されない物は契約している業者に売却している。

**【会長】**

他に質問等ないか。

**【委員】**

再度の確認となるが、利用者負担分というのは、連絡して引き取りに来た人からだけ徴収していて、連絡してもお金がかかるのであれば引き取らないという方もいると思う。やはり、引き取りに来た人からだけ徴収することは制度的にいかがなものか。また、値上げをした場合に、そのような人が増えることも考えられるため、撤去料ということで徴収することで放置自転車の台数が減ると考える。

**【委員】**

一つの方法として違反切符を切るといえるのはいかがか。

**【委員】**

1台当たりのコストが13,000円とあるが、13,000円をかけてまで撤去する必要があるのかなど、他の方法も検討を進めてもらいたい。

**【会長】**

現在の羽村市の放置自転車の撤去手数料の料金設定では、事業経費の2割弱しか回収できず、市が多額の税金を投入して赤字分を穴埋めしている。ただ、放置自転車の撤去手数料の増額改定は、返還率と手数料収入に影響する。具体的には、撤去手数料を値上げすれば、放置自転車を引き取りに来なくなる所有者が増え、市の収入総額が減少する可能性もある。したがって、仮に受益者負担が低いという観点から値上げするにしても、どの程度の料金値上げが適正であるかは、返還率と収入総額の関係色々とシミュレーションする必要がある。また、駐輪場が無料であるため、受益者負担の観点から駐輪場の有料化も検討課題であることを付帯意見としてつけたい。

**【事務局】**

…（説明員の入れ替え）

**【会長】**

次に、審議事項の（2）手数料の適正化の都市計画証明手数料について、審議を行う。

**【説明員】**

…（資料3について説明）

**【会長】**

ただいまの説明について意見はあるか。

**【委員】**

市のコストが1,550円かかることに對し、200円は安すぎるのではないか。

**【委員】**

移住促進の観点からは、他市より高いのはネガティブな印象になってしまう。

**【委員】**

300円よりも高いところはあるか。

**【説明員】**

特定行政庁としては、調布市では1件2,000円、他には東久留米市は3通までを1件としてカウントして1件1,500円を徴収している。

**【会長】**

他に質問等ないか。

**【委員】**

人件費について、36件交付することに對し55,800円もかかるものか。

**【説明員】**

申請の受付後、申請書の内容確認、面積や寸法を確認し、交付するための内部決裁を行い、証明書に公印を押してから交付するため、この業務だけを行う場合に概ね30分はかかるということと算出している。

**【会長】**

意見をまとめたいと思う。都内26市のうち特定行政庁10市を除く16市のうち、11市において300円と設定されていることから、受益者負担割合も考慮し、本市においても同水準の300円に値上げすることが適当であるという結論でよいか。

（…異議なし）

**【会長】**

都市計画証明手数料については、手数料を見直すことが適当であるという結論とする。

**【事務局】**

…（説明員の入れ替え）

**【会長】**

次に、審議事項の（2）手数料の適正化の畜犬登録等手数料について、審議を行う。

**【説明員】**

…（資料4について説明）

**【会長】**

ただいまの説明について意見はあるか。

**【委員】**

近隣で値上げをしようとして検討している市はあるか。

**【説明員】**

西多摩地域での会議が定期的にあるが、値上げについて議題に上がったことはない。

**【会長】**

他に質問等ないか。

**【委員】**

物件費の中でコストが一番高いのが使用料となっているが、これは固定費か。

**【説明員】**

畜犬等登録システムの使用料で、金額は契約の切り替えなどで変動することも考えられるが、システムを使用するという点では固定費となる。

**【会長】**

他に質問等ないか。

（…なし）

**【会長】**

畜犬等登録手数料については、2000年の地方分権一括法の施行に伴い、東京都から事務の権限移譲がされ、都内で同一金額に設定し、現在に至っている。また、1自治体を除き他自治体においても見直しが行われていない現状から、現行の手数料を据え置くという結論でよいか。  
（…異議なし）

**【会長】**

畜犬等登録手数料については、現行の手数料を据え置くことが適当であるという結論とする。

**【会長】**

以上で、本日の審議事項は、すべて終了した。

**【会長】**

その他について事務局から説明をお願いしたい。

**【事務局】**

本日までの審議で水道料金の適正化、下水道使用料の適正化について一定の結論を得られたと捉えていて、早期の料金改定準備を行う上で中間答申をお願いしたい。また、指定管理に運営を委託している動物公園の入園料とスイミングセンターの使用料について、指定管理者の契約が満了するため、次期の契約を行う上で契約内容に影響もあることから、併せて8月2日に中間答申の審議をお願いしたい。

(…全員承認)

**【会長】**

次回の審議会について説明をお願いしたい。

**【事務局】**

…（次回の審議日程について説明）

**【会長】**

本日も活発な議論をして頂き感謝する。次回7月28日の審議会もよろしく願いする。  
これで本日の審議会を終了する。

-----閉会-----